

## 〈用語解説〉

### 1 法適用企業、法非適用企業

- ・公営企業とは、地方公共団体の行う事業のうち、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものである。
- ・このうち、地方公営企業法により、当然に同法の適用を受ける事業(上水道事業、工業用水道事業等)、同法の財務規定の適用を受ける事業(病院事業)、市町村で条例を設けることにより同法の適用を受ける事業(観光事業等)の法適用企業、及び同法を義務的には適用しない法非適用企業(簡易水道事業、下水道事業等)がある。
- ・法適用企業では、普通会計の会計手法である官庁会計と異なり、発生主義に基づく会計処理、複式簿記等の企業会計で処理され、法非適用企業では官庁会計で処理されている。
- ・地方公営企業法全部適用事業(上水道事業、工業用水道事業等)は、会計処理方式のほか、管理組織、職員の身分取り扱い等についても当然に同法の適用を受け、受益者負担の原則のもとに企業として能率的に運営されることが求められる。

### 2 収益的収支

公営企業の一事業年度の経営活動に伴い発生したすべての収入とそれに対応するすべての支出。

### 3 資本的収支

公営企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出、並びにその財源となる収入。

### 4 純損失 収益的収支(損益計算)において、費用が収益を上回る金額。

### 5 累積欠損金 2年以上の会計年度における赤字額の累積額。

### 6 繰入金

公営企業の目的とされる事業の遂行に必要な財源に対して、必要により一般会計から繰入れられた資金。

### 7 基準外繰入金

- ・一般会計が公営企業会計に対して本来負担(繰出)すべき経費についての、国が示す基本的な考え方を「繰出基準」という。一般会計が負担すべき経費とは、公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない、あるいは客観的に充てることが困難なものをいう。
- ・地方公営企業は一般会計が負担すべきこととされる経費以外の経費については、その経営に伴う収入をもって充てなければならないという独立採算制により運営されている。
- ・基準外繰入金とは、公営企業会計の財源不足を補填するための繰出基準以外の繰入金額。

### 8 建設改良費 公営企業の固定資産の新規取得又は増改築等に要する経費。

### 9 実質収支

法非適用事業会計において、当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、歳入歳出差引額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額。

実質収支の赤字額は、法適用事業会計における累積欠損金に相当する。

### 10 第三セクター等改革推進債

公営企業の廃止、土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止、損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生に取り組む地方公共団体において、その取組みが地方公共団体の将来の財政の健全な経営に資すると認められる場合に、その取組み要する経費に充てることができる地方債。

## 〈 公営企業会計の位置付け 〉

	会計区分	会計の種類	各会計の説明
地方公共団体の会計	一般会計	普通会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の会計の中心をなすもの。</li> <li>地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上している会計。</li> <li>特別会計で計上される以外のすべての経理を一般会計で処理しなければならない。 (民生費、農林水産業費、土木費、教育費 等)</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>特別会計の設置が法令上義務づけられているもの。 (国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計等)</li> <li>その他に市町村の条例の制定によって設置するもの。</li> </ul>
	特別会計	公営企業会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公営企業法の適用が義務付けられた事業又は条例による同法の適用事業 上水道事業、工業用水道事業、病院事業、休養宿泊事業等</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公営企業法の適用が義務付けられていない事業 (条例により任意に同法を適用することは可能) 簡易水道事業、下水道事業、市場事業、宅地造成事業、駐車場事業等</li> </ul>

## 〈 法適用企業会計の特徴 〉

### 1 現金主義ではなく発生主義である

普通会計では現金の収入及び支出の事実に基づいて経理処理されるのに対し、現金の収支の有無にかかわらず経済活動の発生という事実に基づき経理する。

### 2 期間計算(費用配分)という概念がある

現金支出のうち、その年度の収益の獲得に役立ったと考えられる部分だけがその年度の費用として認められ、翌年度以降の収益に見合う部分は資産として繰り延べられる。(減価償却費等)

### 3 収益的収支と資本的収支がある

普通会計では全ての収入と支出を一括して差引き、剰余金を計算するが、(1)当年度の損益取引に基づくもの(収益的収支)と、(2)投下資本の増減に関する取引に基づくもの(資本的収支)とに区分される。

## 〈 法非適用企業会計の特徴 〉

普通会計と同様の会計処理である。

法非適用事業の会計は普通会計と同様に地方自治法に基づく会計処理である。

現金による収入または支出を基準としており資産等の概念はない。